

## 制限業種確認書（30.10.1 改定）

**確認申請業務**

平成 27 年 6 月 1 日施行 指定確認検査機関指定準則 第 1 第十一号  
及び第 3 第四号、第六号に係る制限業種該当企業

**住宅性能評価業務**

平成 27 年 4 月 1 日施行 品確法施行規則第一五条第二項に基づく、  
国交省告示第三〇四号 第 1 から第 4 に係る制限業種該当企業

**適合証明業務**

適合証明業務に関する協定書 第 7 条 1 号、2 号及び 3 号に係る適合証明業務限業種該当企業

**建築物省エネ法判定業務**

建築物省エネ法判定業務規定第 30 条 1 号、2 号、3 号及び 4 号に係る判定業務限業種該当企業  
一般社団法人 日本住宅性能評価機構

### 記（○が該当企業）

	名 称	確	評	適	省		名 称	確	評	適	省
1	ｲﾝﾀﾞｲ設計一級建築士事務所		○	○	○	11	(株)秩父設計建築事務所	○			
2	望月昭建築設計事務所		○	○		12	大鴈丸建築設計事務所			○	
3	モックス企画		○	○		13	(株)柳澤孝彦ﾀｯｸ建築研究所	○	○		
4	(有)仙洞田建築板金工業所	○				14	政建築設計事務所		○	○	
5	山本建築所一級建築士事務所	○	○	○		15	株式会社デファンス設計	○	○	○	
6	辻構造設計	○	○	○	○	16	有限会社秀建築設計事務所	○			
7	ｸﾞｯﾄﾌﾟﾗﾝ一級建築士事務所		○	○		17	—				
8	賀集企画	○		○		18	—				
9	らいむらいと二級建築士事務所	○	○	○		19	—				
10	古野喜朗建築設計室			○		20	—				

上記企業は今般の建築工事において、

該当いたしません

\_\_\_\_\_が、 該当いたします

平成 年 月 日

建築主、代理人

\_\_\_\_\_